

浜田市専決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市規則第 22 号

浜田市専決規則の一部を改正する規則

浜田市専決規則（平成 17 年浜田市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 個別専決事項総務部総務課関係事務の表中第 10 項の次に次の 1 項を加える。

11	カスタマーハラスメント防止に関する条例の制定等に関すること。		重要な事項	軽易な事項				
----	--------------------------------	--	-------	-------	--	--	--	--

別表第 2 個別専決事項地域政策部政策企画課関係事務の表第 15 項を削り、別表第 2 個別専決事項地域政策部まちづくり社会教育課関係事務の表中第 19 項から第 22 項までを削り、第 18 項を第 19 項とし、第 13 項から第 17 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 12 項の次に次の 1 項を加える。

13	まちづくりコーディネーター及び地区サポーターに関すること。			○				
----	-------------------------------	--	--	---	--	--	--	--

別表第 2 個別専決事項健康福祉部地域福祉課関係事務の表第 11 項を削り、同表の次に次の 2 表を加える。

高齢障がい福祉課関係事務

専決事項	本庁			支所			備考
	副市長	健康福祉部長	高齢障がい福祉課長	副市長	支所長	市民福祉課長	
1 社会福祉施設の入所等に関すること。		○					
2 高齢者福祉サービスに関すること。			○				

3	介護保険に関する こと。						
(1)	介護保険に係 る申請書、届出 等に関するこ と。		○			○	
(2)	介護保険に係 る要支援認定及 び要介護認定の 調査に関するこ と。		○			○	
(3)	介護保険地域 支援事業に関す ること。		○				
4	障害者福祉に関 すること。						
(1)	障害者の相談 支援に関するこ と。		○				
(2)	障害者手帳に 関すること。		○				
(3)	障害福祉サー ビスに関するこ と。		○				
(4)	障害者福祉に 係る諸証明に関 すること。		○				
(5)	精神障害者の 保護義務に関す ること。	○					
5	福祉サービスの 総合的な相談調整 に関すること。	重要 な事 項	軽易 な事 項				

6	成年後見制度に関すること。		重要な事項	軽易な事項				
7	高齢者及び障害者の虐待防止に関すること。		重要な事項	軽易な事項				

健康医療保険課関係事務

専決事項	本庁			支所			備考
	副市長	健康福祉部長	健康医療保険課長	副市長	支所長	市民福祉課長	
1	国民健康保険及び医療費助成に関すること。						
(1)	国民健康保険被保険者の資格に関すること。		○			○	
(2)	国民健康保険料の賦課事務に関すること。		○				
(3)	子ども医療費の助成に関すること。		○			○	
(4)	福祉医療費の助成に関すること。		○			○	
(5)	未熟児養育医療の給付に関すること。		○				
2	後期高齢者医療事務に関すること。						
			○			○	

3	国民年金に関する こと。						
(1)	国民年金被保 険者の資格得喪 に関すること。			○			○
(2)	国民年金受給 者の裁定請求に 関すること。			○			○
(3)	保険料の免除 申請の受理及び その処理に関す ること。			○			○
4	浜田医療センタ ーの支援等に関す ること。		重要 な事 項	軽易 な事 項			
5	休日応急診療所 の維持管理に関す ること。			○			
6	国民健康保険診 療所及び中山間地 域包括ケア研修セ ンターの維持管理 に関すること。			○			
7	健康増進に関す ること。			○			○
8	こころの健康づ くり推進体制に関 すること。			○			
9	感染症等の予防 に関すること。			○			
10	予防接種事業に 関すること。			○			○

11 献血の推進に関する こと。			○				
---------------------	--	--	---	--	--	--	--

別表第2個別専決事項健康福祉部健康医療対策課関係事務の表及び別表第2個別専決事項健康福祉部保険年金課関係事務の表を削り、別表第2個別専決事項市民生活部資産税課関係事務の表の次に次の1表を加える。

国スポ・全スポ推進室関係事務

専決事項	本庁			支所			備考
	副市長	市民生活部長	国スポ・全スポ推進室長	副市長	支所長	市民福祉課長	
1 国民スポーツ大会に関する こと。		重要な事項	軽易な事項				
2 全国障害者スポーツ大会に関する こと。		重要な事項	軽易な事項				

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。